

スクールソーシャルワーカー 活用ガイドブック

平成29年3月
栃木県教育委員会

はじめに

昨今の児童・生徒指導上の諸問題は複雑化・多様化し、その背景には、様々な悩みや不安など児童生徒の心の問題とともに、家庭や地域社会の教育力の低下など児童生徒の置かれた環境に課題が見られることが多く、学校だけでは解決が困難なケースが増加しています。そのため、問題の解決には、関係機関等と積極的に連携し対応していくことが必要となってきています。

栃木県教育委員会では、本県教育が目指すべき方向を示した「栃木県教育振興基本計画2020-教育ビジョンとちぎ-」において、基本施策2「豊かな心を育む教育の充実」の主な取組に「自己指導能力を育む児童・生徒指導の充実」を掲げ、様々な施策を展開しています。その一つとして、児童生徒を取り巻く環境に働きかけながら問題の解決にあたるスクールソーシャルワーカーを各教育事務所に配置し、学校や家庭への支援体制の充実を図っているところです。

このスクールソーシャルワーカーの活用については、これまで各種研修会等において周知に努めてきたところですが、さらに、全ての教職員に理解を深めてもらうことで、スクールソーシャルワーカーの活用を促進し、これまで以上に、関係機関等と連携・協力する体制を整備し、学校の機能を強化していくことが重要であると考え、この度、「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」を作成しました。

本資料では、スクールソーシャルワーカーの役割やスクールソーシャルワーカーを加えた校内体制の在り方、ケース会議の持ち方等を示すとともに、スクールソーシャルワーカーの活用が有効であった事例を掲載しています。

各学校におかれましては、本資料を参考にして、スクールソーシャルワーカーの効果的な活用を図り、児童生徒の問題行動等の解決に向けた取組をより一層充実していただきますようお願い申し上げます。

平成29年3月

栃木県教育委員会教育長 宇田貞夫

目 次

I スクールソーシャルワーカーの活用

スクールソーシャルワーカーについて 2

“スクールソーシャルワーカーってどんな人？”

“スクールソーシャルワーカーの役割は？”

スクールソーシャルワーカーの活用について 4

“どんな時にスクールソーシャルワーカーを要請するといいの？”

“スクールソーシャルワーカー活用のための校内体制は？”

“スクールソーシャルワーカー派遣までの流れ”

スクールソーシャルワーカーが入ったケース会議について 7

“ケース会議とは？”

“ケース会議の構成メンバー”

“ケース会議までの準備”

“ケース会議の流れ”

“ケース会議参加者が留意すべきこと”

“アセスメントシート”

“プランニングシート”

II スクールソーシャルワーカーの活用事例

事例1 引きこもった小学生への支援 12

事例2 引きこもった中学生への支援 14

事例3 不衛生な状態で登校する小学生への支援 16

事例4 衝動的な行動を抑えられない中学生への支援 18

事例5 家庭内暴力を繰り返す不登校中学生への支援 20

事例6 登校を渋る外国籍中学生への支援 22

事例7 自傷行為を繰り返す高校生への支援 24

スクールソーシャルワーカー活用Q & A 26

関係機関一覧 28

参考文献 29

I

スクールソーシャルワーカーの活用



- ◆ スクールソーシャルワーカーについて
- ◆ スクールソーシャルワーカーの活用について
- ◆ スクールソーシャルワーカーが入ったケース会議について

スクールソーシャルワーカーについて

“スクールソーシャルワーカーってどんな人？”

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家です。

文部科学省「生徒指導提要」より

暴力行為やいじめ、不登校といった児童生徒の問題行動等の背景には、児童生徒の心の問題とともに、家庭、友人関係、地域、学校など児童生徒の置かれている環境に問題がある場合もあります。その環境の問題は複雑に絡み合い、学校だけでは問題の解決が困難なケースも見られることから、積極的に関係機関等と連携した対応が求められます。

このような場合、その児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするといった多様な支援方法を用いて、その児童生徒の悩みや問題行動等の解決に向けて支援するスクールソーシャルワーカー（以下 SSWr）を活用することが有効です。また、学校が SSWr 等の外部の専門家と連携し問題の解決に取り組むことで、児童生徒の様々な問題に、多様な視点から対応する方法を学ぶこともできます。さらに、学校の開かれた児童・生徒指導体制を構築していくことにもつながります。



SSWr は、問題の解決に向けて、児童生徒本人やその家庭、所属している学校と地域に存在する「社会資源」（福祉や医療、健全育成等を担う機関や人など）を“つなぎ”、“調整”しながら、支援体制を“構築”していきます。また、児童生徒やその家族の思いを“代弁”しながら学校や関係機関と連携を図っていきます。

“スクールソーシャルワーカーの役割は？”

県SSWrの主な職務は、次のとおりです。

1 主に福祉的支援として

① 児童生徒の置かれた環境の改善に向けた対応

- 児童生徒やその保護者等に対する家庭訪問による支援
- 学校や家庭に対する電話による相談・支援
- 各機関が行っている学校や家庭に対する支援事業の情報提供

② 福祉的な視点による貧困や虐待等への対応

- ケース会議に参加し、児童生徒やその保護者等に対する支援策について助言
- 学校や家庭を福祉行政や福祉機関、医療機関等とつなぎ、児童生徒やその保護者等に対する支援体制を構築

2 主に問題行動等対策として

① 児童生徒の健全育成に向けた対応

- 児童生徒やその保護者等に対する家庭訪問による支援
- 学校や家庭に対する電話による相談・支援
- 家庭や友人関係など児童生徒の置かれた環境の改善に向けた支援

② 福祉的な視点によるいじめや不登校等への対応

- ケース会議に参加し、児童生徒やその保護者等に対する支援策について助言
- 警察や児童相談所等、関係機関との連絡・調整、情報交換

3 エリアスーパーバイザー（以下 ASV）として

① 緊急事態への対応

- 重篤又は緊急を要する事案に対し、各学校を支援

② 市町SSWrへの支援等

- 市町SSWrが関わっている事案への対応を支援
- 講師として、児童虐待や健全育成等の研修会に参加

県SSWrは学校や市町教育委員会の要請を受けて派遣され、校内のケース会議に参加したり家庭訪問に同行したりしながら、学校の組織の一員として問題解決に当たります。

年度別対応回数（延べ）



平成27年度活動形態別対応回数（延べ）



平成27年度の相談内容（%）



スクールソーシャルワーカーの活用について

“どんな時にスクールソーシャルワーカーを要請するといいの？”

児童生徒や家庭（保護者）に次のような様子が見られるとき、福祉的な支援が有効な場合があります。

問題行動等の背景に、児童生徒の置かれている環境に問題があるかもしれないわね…。



児童生徒の様子から

- 着衣や履物の、汚れがひどかったりサイズが合っていないなどたりする
- 髪の毛が整っていないなどたり、何日も入浴していないなどたりする
- 朝食を食べずに登校し、給食を異常に食べる
- 提出物が遅れことが多い
- 学用品がそろわない
- 衝動的に、友人や教員を叩いたり物を投げたりする
- 教員の指示が通らない
- 帰宅することを拒む
- 万引きや家出、金銭の持ち出し等といった非行的な行動がある
- 年齢不相応な性的関心や知識がある
- 自傷行為を繰り返す



など

家庭（保護者）の様子から

- 子どもの欠席の連絡が、なからたり取りづらかったりする
- 兄弟の面倒をみさせるために学校を休ませる
- 夜、子どもだけで過ごさせことが多い
- 自宅にゴミが散乱しているなど生活環境が悪化している
- 治療勧告があっても子どもを医療機関に連れて行かない
- 諸経費の滞納がある
- 会話が成り立たなかったり、感情の起伏が激しかったりする
- 夫婦間のケンカや暴力がある
- 学校行事等への参加がほとんどない
- 地域で孤立している



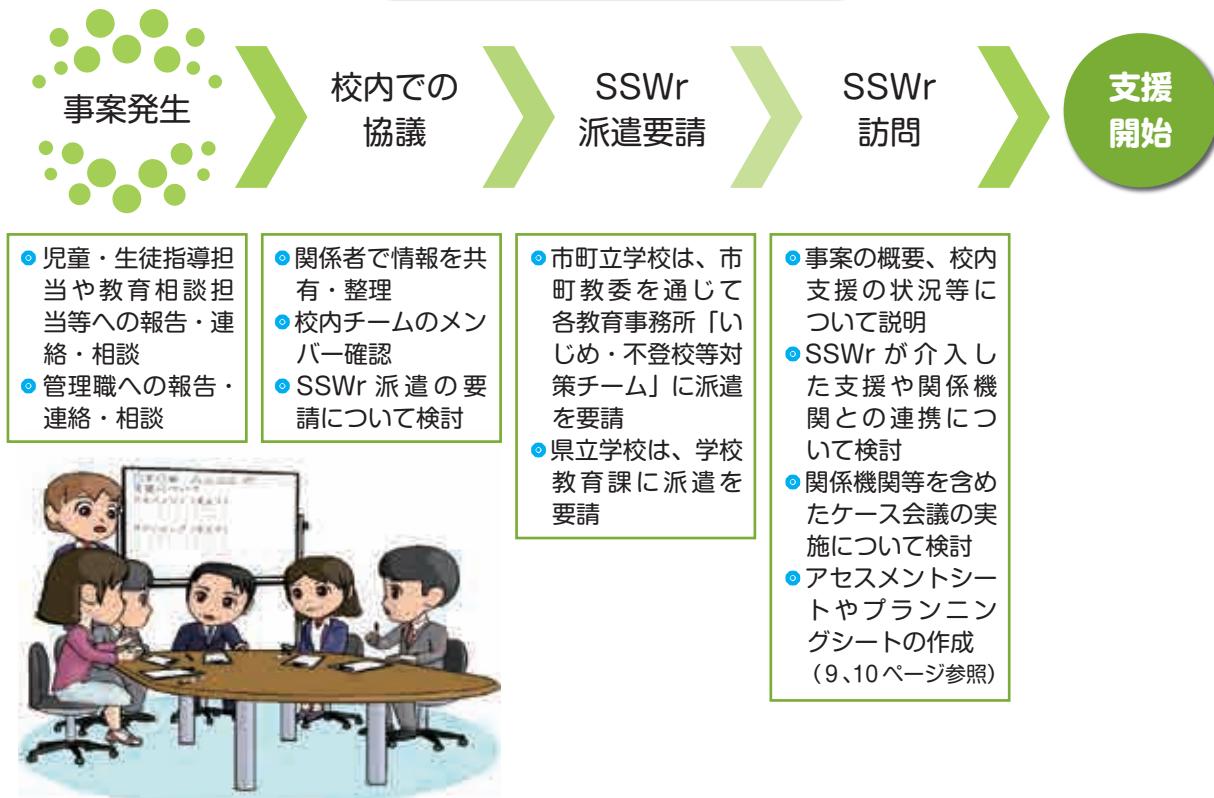
など

このような様子が見られ、「校内における支援だけでは解決が困難ではないか」、「どんな関係機関と連携を図りながら支援したらいいか」と思われる場合には、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った SSWr の派遣の要請を検討してください。

“スクールソーシャルワーカー活用のための校内体制は？”

学校が SSWr と連携し、児童生徒の問題行動等の解決に向けて取り組むためには、校内体制をしっかりと整えておくことが必要です。その際、問題解決に当たる校内チームのメンバーはどうするか、SSWr との連絡・調整は誰が行うかなどを決めておくことも必要です。さらに、事案について「児童生徒が困っていることは何か」、「改善すべき問題行動等は何か」などを、あらかじめ校内で協議し、明らかにしておくことが大切です。

SSWr 活用までの流れ(例)



事案の状況によっては、多くの関係者で情報を共有するとともに、解決に向けた支援策等について具体的に検討するケース会議を開催します。

その際、SSWr やスクールカウンセラー（以下 SC）等といった外部の専門家をケース会議のメンバーに加え、事案についてのアセスメント（背景や要因の見立て）やプランニング（支援の手立て）に関する意見や助言をお願いし、場合によっては、その後の児童生徒の支援にも加わってもらうなど組織で支援する体制を整えましょう。

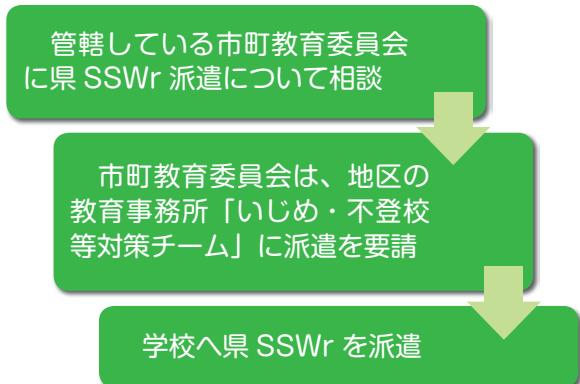


“スクールソーシャルワーカー派遣までの流れ”

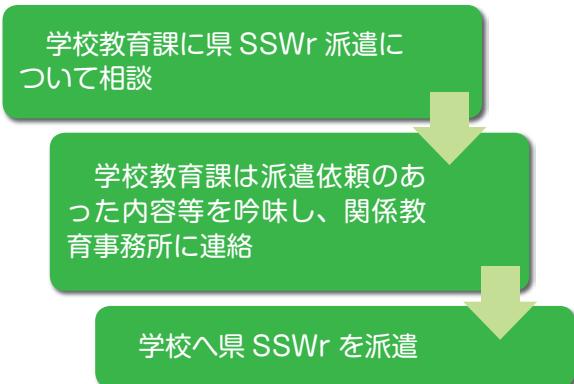
平成28年度現在、県教育委員会では、県内の7教育事務所に計10名のSSWrを配置しています。

県SSWrの派遣を要請する手順は、以下のとおりです。

市町立学校の場合

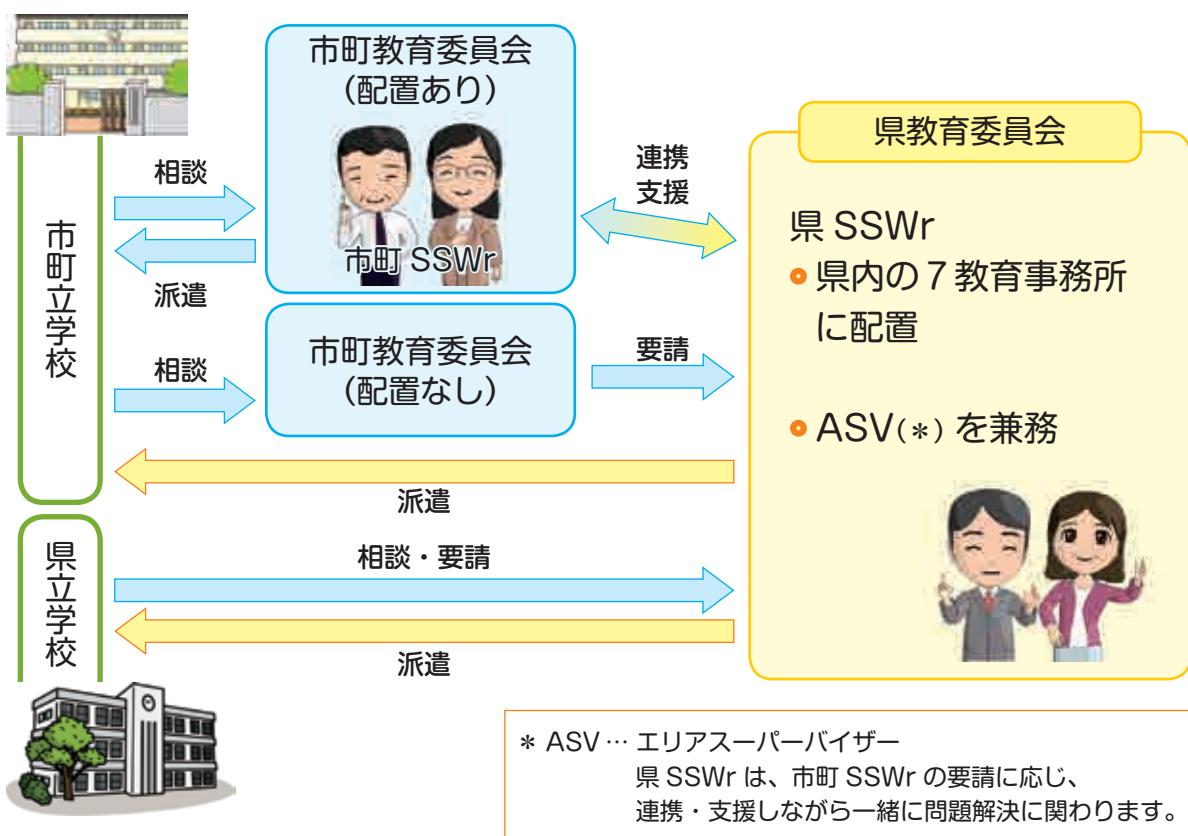


県立学校の場合



県内には、独自にSSWrを採用している市町もあります。県SSWrは、市町SSWrが関わっている事案についても、ASV（3ページ参照）として、支援する体制を整えています。

県SSWrと市町SSWrとの連携



スクールソーシャルワーカーが入った ケース会議について

“ケース会議とは？”

児童生徒への適切な指導や支援のためには、まず、教師一人一人が日頃から児童生徒にしっかりと向き合い、丁寧に関わることが大切です。その上で、児童生徒が問題に直面したり、課題を抱えてしまったりした場合には、ケース会議を開催し、組織的に対応することが重要です。

ケース会議とは、児童生徒一人一人が抱える課題について、本人とその環境に関する様々な情報を収集・共有するとともに、その背景や要因を分析して、その事案（ケース）の総合的な見立て（アセスメント）を行い、対応の目標の設定・役割分担を内容とする援助・支援計画を具体的に協議・決定する会議のことです。

文部科学省「生徒指導提要」より

“ケース会議の構成メンバー”

ケース会議に参加するメンバーは、担任や生徒指導主事（児童指導主任）を核として、要請を受けた SSWr、管理職、必要に応じて学年主任や養護教諭、SC など、学校の状況や事案（ケース）に合わせて決定します。

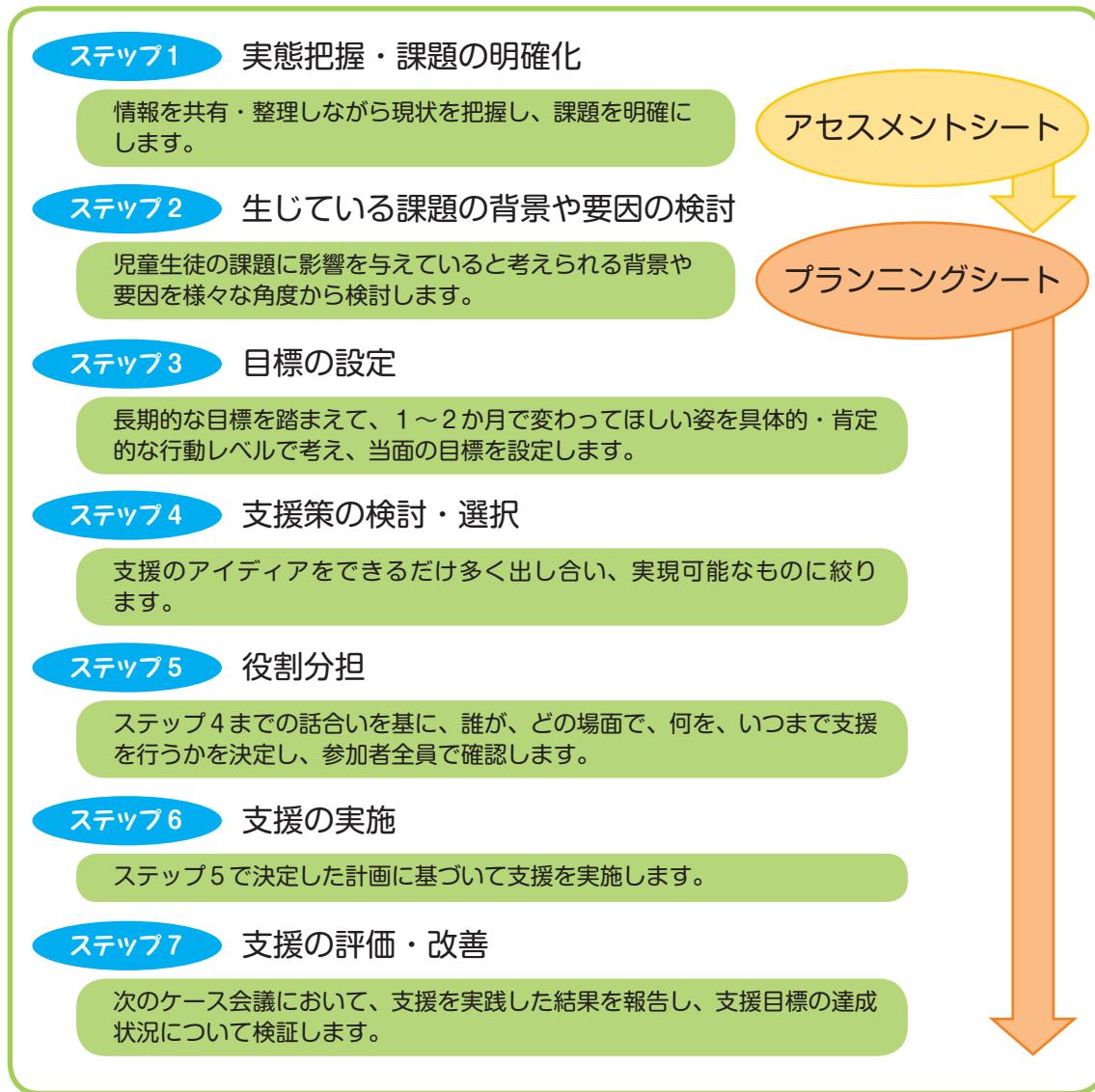


※ 図は一例です。事案（ケース）によっては、教育相談担当や特別支援コーディネーター等を会議のメンバーとして加えることも考えられます。

“ケース会議までの準備”

担任等は、学習面・生活面を中心に、観察・聞き取り・アンケートの結果など、様々な方法を組み合わせて情報を収集し、事前にアセスメントシートを作成しておきます。

“ケース会議の流れ”



“ケース会議参加者が留意すべきこと”

- ① 参加者は必ず発言する。(どの立場で参加しているかを明確にし、当事者意識を高める)
- ② 他の人の意見を「それは無理」、「もうやってます」と否定したり、「できるわけない」と責めたりしない。
- ③ ステップごとに合意形成をしてから次のステップに進む。



参加者は、この約束を守り、充実したケース会議になるようにしましょう！

【参考】

アセスメントシート

記入者()

該当児童生徒名 氏名	(フリガナ)	年組	年組
		担任氏名	

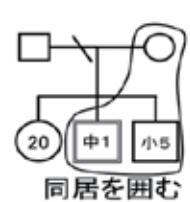
課題の種類・内容

課題の種類	
課題の内容	(例) 不登校、暴力行為、非行、いじめ、不適切な養育 など

本人及び家族についての情報

学校生活状況		
学習面	生活面	その他 特記すべき状況
		<ul style="list-style-type: none"> ・本人がつまずいているところ、課題 ・つまずいている中でも、比較的うまくいく場面 ・よいところ、努力しているところ、好きなこと など

家庭状況

家族関係(ジェノグラム)		
本人について (生育歴、家庭での様子など)	家族について (保護者・兄弟姉妹の状況など)	その他特記すべき状況 (経済状況、地域社会との関係、家の様子など)
		<p>書き方</p> <p>○:女性 □:男性 △:性別不明 本人は二重線 年齢を中に記入 死亡は中に×</p> <p>結婚 □—○ 別居 □—○ 離婚 □—○ 内縁 □---○</p>  <p>同居を囲む</p>

ケース会議参加者等からの情報を付け加えます。

【参考】

プランニングシート

記入者()

該当児童生徒名	(フリガナ)	年 組	年 組
	氏 名		担任氏名

アセスメント(課題の背景や要因の見立て)の結果

生じている課題の背景や要因について仮説を記入します。

プランニング(課題解決に向けた支援計画)

目標

長期的な目標

課題が解決された児童生徒の姿を記入します。

短期的な目標

1~2か月で目指す当面の目標を、児童生徒の姿で記入します。

具体的な手立てと役割分担

何をする	誰が	どのように
(例) A子に基本的生活習慣の指導をする。	(例) 養護教諭が	(例) 食事や入浴など、自分でできることを増やす指導をする。
(例) A子の母親の就労を支援する。	(例) SSWrが	(例) ハローワークに連絡をとり、就労支援を要請する。
(例) A子の家庭の衛生状態を改善する。	(例) SSWrが	(例) 市の福祉課と民生委員に連絡をとり、家庭の支援を要請する。
チームで支援する際の役割分担がはっきりと分かるように、表で整理します。		
支援の効果を検証するための会議の期日を記入します。		

次の会議の開催期日 月 日() : ~ :

II

スクールソーシャルワーカーの 活用事例



- ◆ 事例 1 引きこもった小学生への支援
- ◆ 事例 2 引きこもった中学生への支援
- ◆ 事例 3 不衛生な状態で登校する小学生への支援
- ◆ 事例 4 衝動的な行動を抑えられない中学生への支援
- ◆ 事例 5 家庭内暴力を繰り返す不登校中学生への支援
- ◆ 事例 6 登校を渋る外国籍中学生への支援
- ◆ 事例 7 自傷行為を繰り返す高校生への支援

事例
1

引きこもった小学生への支援

背景や要因

経済的困窮
保護者の精神疾患

① 気になる状況

相談内容

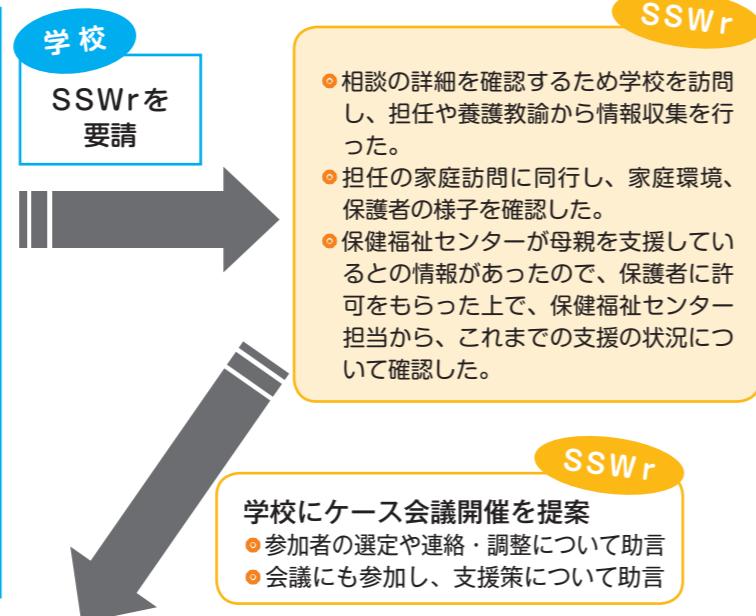
小学5年生男子
完全不登校で直接会うことができない

経緯と現状

両親は、本児童が小学2年生の時に離婚している。以後、母親と祖母に養育される。母親は、うつ病を患い通院しており定職に就けず、祖母の年金で生活している。

小学4年生の時、欠席は多かったが、不登校には至らない程度の欠席日数だった。しかし、小学5年生に進級したと同時に登校しなくなり、現在まで一日も登校できず引きこもってしまっている。

電話もつながらないことが多く、本人だけでなく、母親とも話すことがなかなかできない。



② ケース会議

アセスメント（課題の背景や要因の見立て）

本人について (生育歴、学校や家庭での様子など)

- 両親の離婚に伴い、小学2年生から祖母に養育されている。
- おとなしく、友達も少ない。
- 学校への登校意欲が見られない。
- 学習に遅れがある。

家族について (保護者・兄弟姉妹等の状況など)

- 本人、母親、祖母の三人で生活している。
- 実父とのつながりはない。
- 母親は、本人を養育できていない。

その他 (経済状況、地域社会との関係、家庭の様子など)

- 収入は祖母の年金のみで、生活保護支援を受け入れず、拒んでいる。
- 保健福祉センター担当と祖母の関係は良好である。
- 民生委員が定期的に家庭の様子を見ている。
- 近くに親戚など頼れる人はいない。

考えられる背景要因

- 生活のリズムが崩れていることが考えられる。
- 母親は、学校経費が気になり、本人を登校させないことが考えられる。
- 母親の精神疾患により、本人は母親からの愛情を十分に感じられずに育ったと考えられる。

現在行っている学校の対応

- 担任、学年主任 …… 週に1回程度、家庭訪問し安否を確認している。学習プリント等を提供している。
- 教頭 ………… 月末、教育委員会に状況を報告している。

プランニング①（課題解決に向けた目標の設定）

長期的な目標

- 学校へ登校または適応指導教室に通級することができる。
- 生活のリズムを整え、安定した家庭生活を送ることができる。

短期的な目標

- 担任または学年主任に、生活の様子等について話すことができる。
- 決まった時間に起床や就寝、食事をすることができる。
- 一日一回、玄関から外に出ることができる。

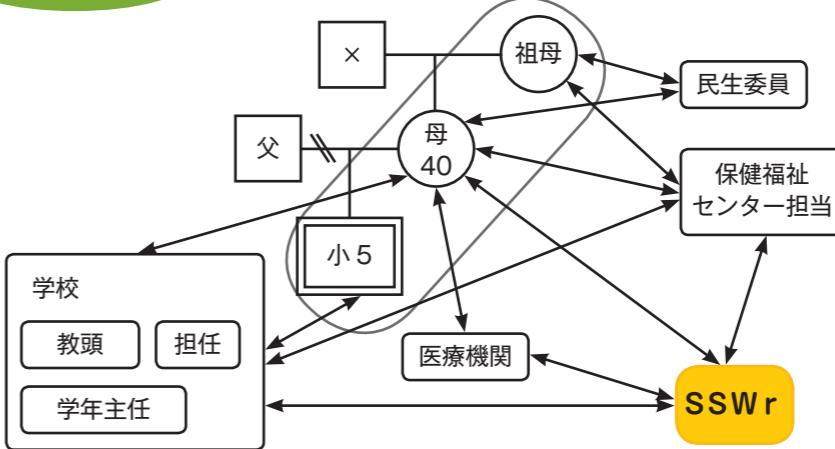
学校は、本人が不登校の状態になってしまうかもしれないという危機感を持ち、情報共有し丁寧に対応してきたことです。しかし、小学5年生に進級したのと同時に不登校状態になり、本人とも会話ができない状態までになってしまい、学校だけでは解決に向けた支援は不可能と判断し、教育委員会を通じて依頼があつた事例です。

依頼があつた後、まずは学校を訪問し相談内容を詳しく伺いました。既に、福祉的な支援が入っているということだったので、可能な範囲で情報を集めた後、今後、協力を得たい関係機関を含めたケース会議を行うことを提案し、開催していただきました。

現在も支援は継続中ですが、本人や母親との関係も構築できたので、本人や母親の思いも大切にしながら関わっています。



エコマップ



③ その後の状況

●継続して家庭訪問を行った結果、毎回ではないが、本人と数分間、会話をすることができるようになった。その中で、本人がアニメに興味を持っていることが分かり、アニメについて尋ねると、イラストを示しながら話することもある。

●本人は学習に興味を持てず、意欲も見られない。

●民生委員の働きかけにより、要保護児童対策地域協議会で、この家庭について取り上げ、支援策について検討することになった。

●SSWrが学校の家庭訪問に何度も同行し、母親と関係を築く事ができた。また、家庭の支援体制構築のため、母親の担当医との連携が必要であることについても説明し、同意を得る事ができたので、母親が通院している担当医ともつながることができた。

事例
2

引きこもった中学生への支援

背景や要因

経済的困窮
家庭の養育力不足

① 気になる状況

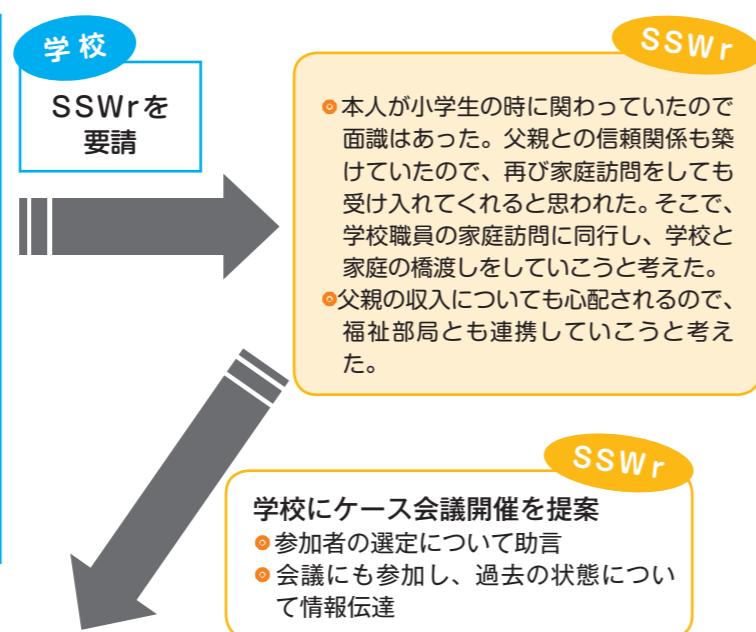
相談内容

中学1年生女子
家庭との連絡がなかなか取れない

経緯と現状

父親と本人の二人で暮らしている。
小学校入学当初より不登校傾向があった。小学2年生の時にSSWrが関わり、両親及び本人とつながることができた。教育委員会とSSWrの粘り強い取り組みにより、小学校高学年時には、少しずつ登校できるようになったが、母親の病死後また不登校になってしまった。

中学校入学からは一日も登校できていない。連絡が取れない状態が続き、本人の安否確認もできない。



② ケース会議

アセスメント（課題の背景や要因の見立て）

本人について (生育歴、学校や家庭での様子など)

- 小学生の時からの不登校であり、友達もいない。
- 学校での生活体験が少ないので、他人との関わり方が分からぬなど、社会性が身に付いていない。
- 家庭訪問をしても担任と会わない。

家族について (保護者・兄弟姉妹等の状況など)

- 小学校高学年時に母親が病死し、現在は、本人、父親の二人で生活している。

その他 (経済状況、地域社会との関係、家庭の様子など)

- 父親の収入で生活しているが、父親の仕事は不定期であり、安定した収入が得られていない。
- 死亡した母親の両親が同じ地区内に住んでおり、本人が遊びに行くことがある。

考えられる背景要因

- 母親の死亡に伴い、家庭の養育力がさらに低下していると考えられる。
- 基本的な生活習慣が乱れていると考えられる。

現在行っている学校の対応

- 担任、学年主任 …… 週一回程度の家庭訪問や電話連絡をしている。
- 教頭 ………… 教育委員会に状況を報告している。

プランニング①（課題解決に向けた目標の設定）

長期的な目標

- 別室登校を含め、学校に通うことができる。
- 規則正しい生活ができる。

短期的な目標

- 決まった時間に起床、就寝することができる。
- 決まった時間に朝食が取れる。
- 父親に見送られ、自分で適応指導教室に通うことができる。

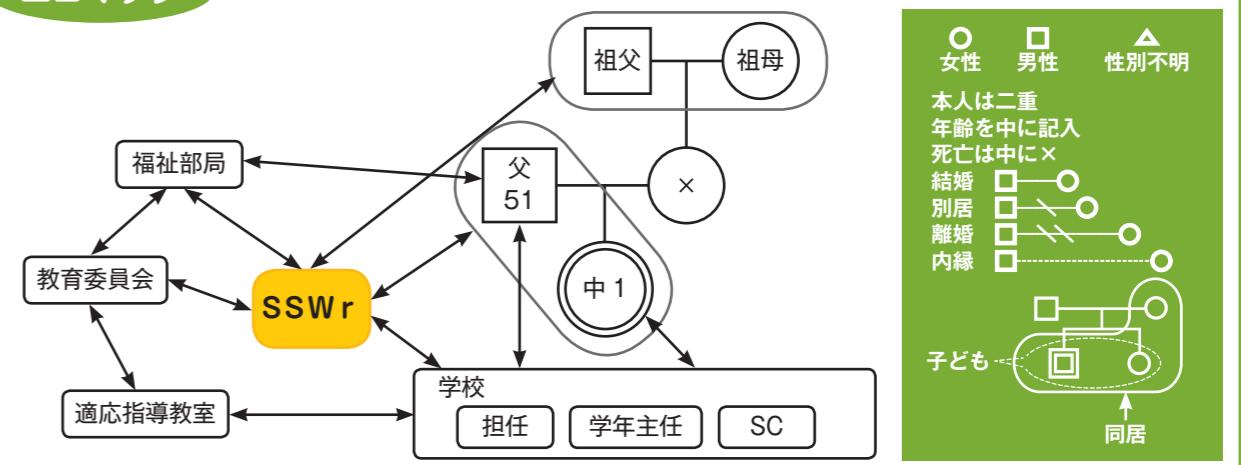
家庭の養育力が低く、小学生の時にも不登校であった子どもの事案です。本人が小学2年生の時に一度関わっており、その時は登校ができるようになりました。しかし、母親の病死をきっかけに本人が引きこもっていました。その時、学校から再び要請を受け、関わるようになりました。

まず、ケース会議を開くよう助言し、関係機関も含めて情報を共有し、支援方針を明確にしました。私は家庭訪問を再開しました。家庭訪問を継続する中で適応指導教室の話を本人にしたところ関心を示したので、父親、本人と一緒に適応指導教室の見学に行きました。その後、本人は通級し始め、休むことなく通っています。関係者もあまりの変わりように驚いていますが、本人は何かのきっかけを待っていたようです。

本人が興味を示したときに行動に移せたことが成果につながったと感じています。



エコマップ



③ その後の状況

- 適応指導教室への通級が始まり、ほぼ休まずに通うことができている。
- 別室ではあるが、週に一回程度、学校にも通うことができるようになった。
- 父親への働きかけにより、本人は決まった時間に起きて朝食を取るなど、規則正しい生活ができるようになった。
- 福祉部局の助言により、父親は定職に就くことができた。
- 父親の仕事が忙しい時には、祖父母に面倒を見てもらっている。

事例
3

不衛生な状態で登校する小学生への支援

背景や要因

養育への無関心

① 気になる状況

相談内容

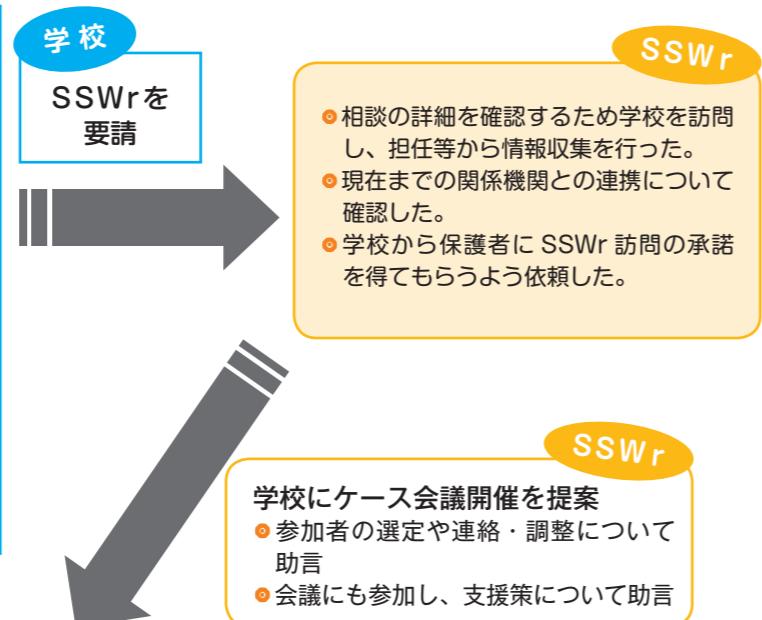
小学6年生女子
家庭環境の改善

経緯と現状

本人、母親の二人世帯である。本人は衣服が汚れたまま登校し、不衛生な状態だった。

母親はうつ傾向があり、精神的に不安定で、子供の面倒を見ないことが多い。家は大量のゴミが散乱しており、足の踏み場もない状態である。

このような養育状況の結果、登校できない日が増えている。担任が家庭訪問をしても母親と会うことができない。母親は、これまでにどこにも支援を要請していない。



② ケース会議

アセスメント（課題の背景や要因の見立て）

本人について (生育歴、学校や家庭での様子など)

- 入浴の習慣がない。
- 衣服が汚れたままの状態である。
- 食事は、菓子パンやコンビニ弁当を不規則な時間に食べている。
- 学校を欠席することが多い。
- 教室に入ると頭痛を訴える。

家族について (保護者・兄弟姉妹等の状況など)

- 父親は別居状態で関わりがない。
- 母親はパート勤務をしているが、精神的に不安定なことがあり、欠勤することも多い。
- 母子関係はよくない。
- 祖父母は心配しているが、母親が協力を要請しないので、関わりがない。

その他 (経済状況、地域社会との関係、家庭の様子など)

- 家庭からの支援要請はない。
- 自治会長や民生委員が接触を試みるが拒まれる。
- 家の外にもゴミが散乱している。
- 水道料金等の滞納が見られる。

考えられる背景要因

- 母親の本人に対する養育の無関心が考えられる。
- 経済的困窮が考えられる。

現在行っている学校の対応

- 担任、養護教諭 …… 本人への声かけや教育相談を実施している。
- 担任、学年主任 …… 定期的な家庭訪問を実施している。

プランニング①（課題解決に向けた目標の設定）

長期的な目標

- 学校や家庭で楽しく過ごすことができる。

短期的な目標

- 身の周りを清潔に保つなど、基本的な生活習慣を身に付けることができる。
- 学校に登校できる日数を増やし、登校した時は友達と関わることができる。

学校は定期的に家庭訪問を行い、家庭状況の把握に努めていましたが、母親に受け入れてもらえない状況が続いていました。そこで学校だけで解決することが困難と考え、教育委員会を通じて依頼があった事例です。

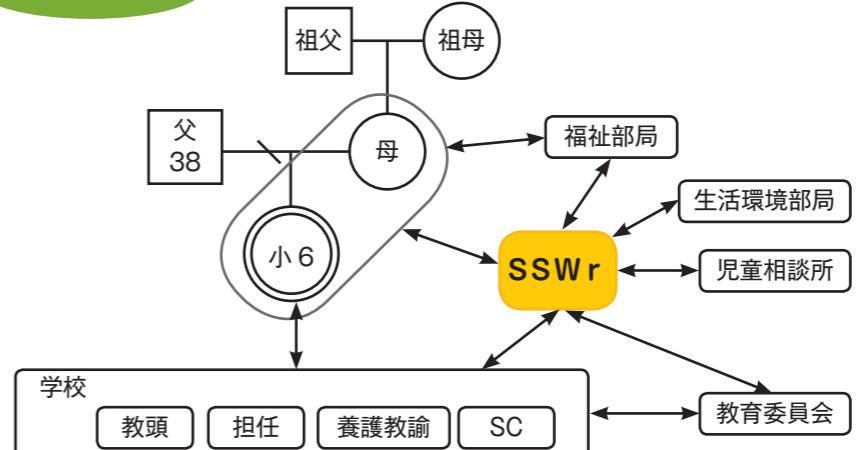
学校を訪問し、情報収集を行ったり、協力を依頼したい関係機関を含めたケース会議を開催したりしていただきました。

支援は継続中ですが、学校と連携し、本人や母親に寄り添った支援に努めていきたいと思っています。



SSWr

エコマップ



③ その後の状況

○市から支給される手当等を直接現金で支給し、母親と福祉部局との面談の場を増やしている。

○児童相談所と福祉部局による家庭訪問により現状把握に努めている。

○担任や保健師、SSWrによる家庭訪問を実施し、母親との連携が図れるようになってきた。

○SSWrが関係機関に参加を依頼してケース会議を開き、現在の支援状況等を確認しながら継続して支援している。

○学校を休みがちであった本人の状況が、少しづつ好転し、別室登校ができるようになってきた。

○市の生活環境部局により、家の外のゴミを片付けることができたが、家の中の片付けはできない状態である。

事例
4

衝動的な行動を抑えられない 中学生への支援

① 気になる状況

相談内容

中学3年生男子
衝動的な暴力行為への対応

経緯と現状

両親は、本人が小学4年生の時に離婚している。以後、母親と祖母に養育される。祖母は、体が不自由である。

小学校の時からトラブルが多く、小学5年生の時には些細なことから友人を殴ってしまった。中学校に入り、リストカットや頭を壁に打ち付けるなどの自傷行為が多くなった。

現在は、攻撃的な行為が増え、何らかのきっかけで衝動的に器物破損や教師・友人にに対して殴る蹴る等の暴力を繰り返している。

学校

SSWrを
要請



背景や要因

発達障害の理解不足
による二次障害

- 相談の詳細を確認するため学校を訪問し、管理職や担任、養護教諭等から情報収集を行った。
- 緊急性が疑われたので、教育事務所のいじめ・不登校等対策チームで今後のSSWrの対応方針について検討・確認し、まずはケース会議までの対応について、学校へ助言した。
- 現在までの関係機関との連携について確認した。

- SSWr
- 学校にケース会議開催を提案
 - 参加者の選定や連絡・調整について助言
 - 会議にも参加し、支援策について助言

② ケース会議

アセスメント（課題の背景や要因の見立て）

本人について
(生育歴、学校や家庭での様子など)

- 幼小時代から養育は祖母が中心であった。
- 部活動は、小学校から継続している野球部に所属している。
- 学力は低い。
- 現在のクラスには、仲の良い友人が数人いる。友人は、本人の事をよく理解している。
- 衝動的な行動が見られる。

家族について
(保護者・兄弟姉妹等の状況など)

- 両親は、本人が小学4年生の時に離婚している。
- 本人、母親、祖母との三人暮らしである。
- 祖母は、数年前に病気を患い、現在、体が不自由である。
- 母親は、本人の事に关心が低く、衝動的な行動への危機意識もない。

その他
(経済状況、地域社会との関係、家庭の様子など)

- 母親は、現在二つの仕事を掛け持ちしている。
- 祖母は、体が不自由な状況であるが、福祉とのつながりが薄く、支援を充分に受けられていない。

考えられる背景要因

- 本人の特性に応じた適切な対応が行われていないため、衝動的な行動を起こしていると考えられる。
- 学習の遅れや生活の不安要素から、自傷行為や暴力行為などにつながっていると考えられる。

現在行っている学校の対応

- 本人が信頼し関係が築けている教諭……こまめに声をかけたり、本人の話をよく聞いたりしている。
- SC……本人との面談を行っている。
- 教頭……全教職員に本人の状況等を情報提供している。警察と連携した対応ができるよう情報共有している。

プランニング①（課題解決に向けた目標の設定）

長期的な目標

- 落ちついた学校生活を送ることができる。
- 目指す進路を実現することができる。

短期的な目標

- 落ち着かなくなったときのクールダウンの方法を理解し実践することができる。
- 医療機関等の専門家からの指導や助言を受け入れ、実践することができる。

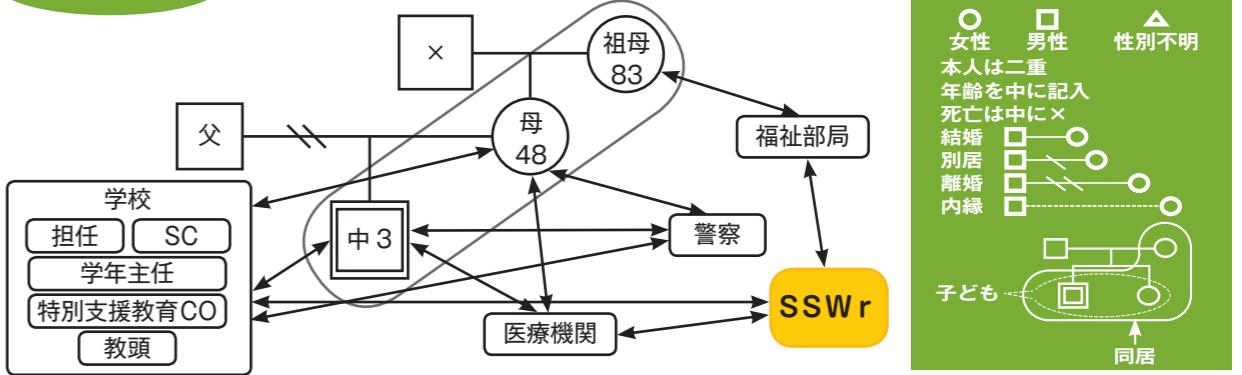
学校は本人の特性を理解しながら支援を続けていましたが、衝動的な行動で身体を傷付けてしまう事案が発生してしまいました。今後も衝動的な行動が起き、その行動がエスカレートしていくことを心配した学校は、関係機関との連携、特に医療機関との連携が必要と判断し依頼があった事例です。

小学生の時に医療機関を受診していることや、暴力行為を起こした時に警察と連携していることが分かったので、関係機関を含めたケース会議の実施を提案しました。ケース会議では、情報を共有し、それぞれの立場でできる具体的な手立てについて話し合いました。ケース会議後は、継続した薬の服用をさせていくために、学校と医療機関とのつなぎ役として関わりました。

学校を中心に自分の目標を設定させながら学習面での支援も充実させた結果、希望する高校への進学ができた事例です。



エコマップ



③ その後の状況

衝動的な行動を起こしていまいそうな時には相談室でクールダウンする約束を作り、実践することができた。

医療機関を受診し、面談、診察、検査などを経て薬の服用を始めた。本人の衝動的な行動も少くなり落ち着いた生活を送り、また、部活動で活躍する姿も見られた。

薬を飲まない期間が続くと、以前のような状態に戻ってしまい、自傷行為、暴力行為が続くことがあったので、薬の服用について、学校、母親、医療機関との話し合いを続け、その都度、対応策を検討しながら本人の支援を続けた。

個別学習を充実させ、様々な進路情報を提供しながら、本人の進学への意欲を高めることができた。その結果、本人は希望する高校へ進学することができた。

事例
5

家庭内暴力を繰り返す 不登校中学生への支援

背景や要因
保護者の精神疾患
経済的困窮

① 気になる状況

相談内容

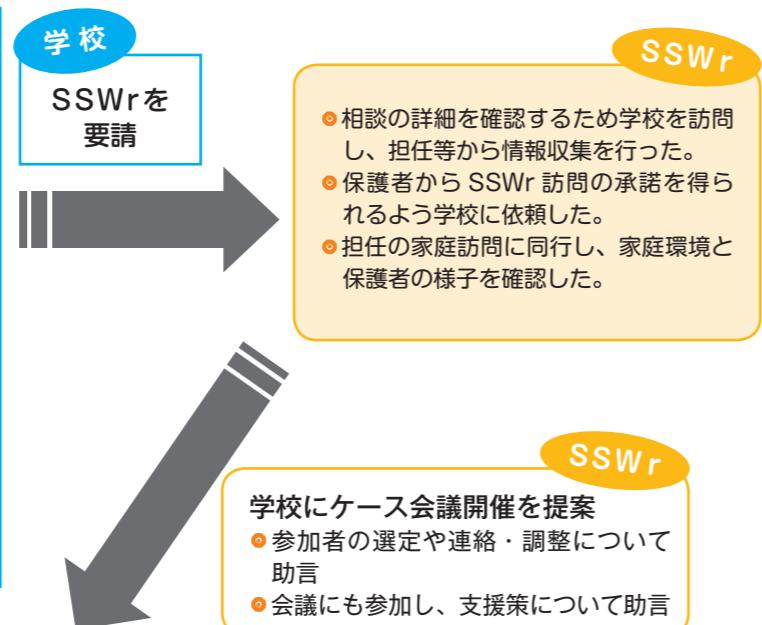
- 中学1年生男子
- 家庭内暴力と不登校

経緯と現状

本人が小学5年生の時、両親は離婚した。離婚後間もなく、母親は仕事を退職した。その後、生活費が底をつけ、祖母宅で祖母との同居を始めた。

本人は小学6年生時から不登校となり、中学校進学後も、その状況が続いている。担任等が家庭訪問すると、本人は居室に閉じこもり、会えないこともある。

母親や祖母が登校を促すと、本人は心が不安定となって家庭内暴力へと発展することもあり、母親が駐在所へ駆け込み、助けを求めたこともあった。



② ケース会議

アセスメント（課題の背景や要因の見立て）

本人について
(生育歴、学校や家庭での様子など)

- 両親が離婚後、不登校になる。
- 基本的な生活習慣が身に付いていない。
- 会話によるコミュニケーションが苦手で、気に入らないことがある、暴れることで感情を表現している。

家族について
(保護者・兄弟姉妹等の状況など)

- 母親は精神疾患を長年に渡り患っている。
- 母親は、通院が不定期なため体調が安定せず、本人に対して食事や生活のリズム等、基本的な生活習慣に関する養育が十分されていない。
- 家事は祖母が行っている。
- 二人の妹は登校することができている。

その他
(経済状況、地域社会との関係、家庭の様子など)

- 収入は、祖母の年金のみである。
- 準要保護の申請がされていない。
- 近隣に頼れる親類等はない。

考えられる背景要因

- 母親と医療機関との結びつきが弱く、適切な治療を受けることができていないと考えられる。
- 母親からの適切な養育を受けていないことから、基本的な生活習慣が身に付いていないと考えられる。

現在行っている学校の対応

- 担任 …… 週一回程度家庭訪問を行い、各種便りや学習プリントを提供している。
- 教頭 …… 月一回、教育委員会へ状況の報告を行っている。

プランニング①（課題解決に向けた目標の設定）

長期的な目標

- 母親を支援することで、本人の生活のリズムが整い、安定した家庭生活を送ることができる。
- 本人の暴力行為が減り、適応指導教室等に通うことができる。

短期的な目標

- 担任と会話によるコミュニケーションができる。

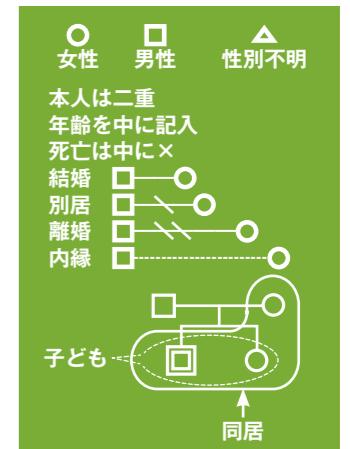
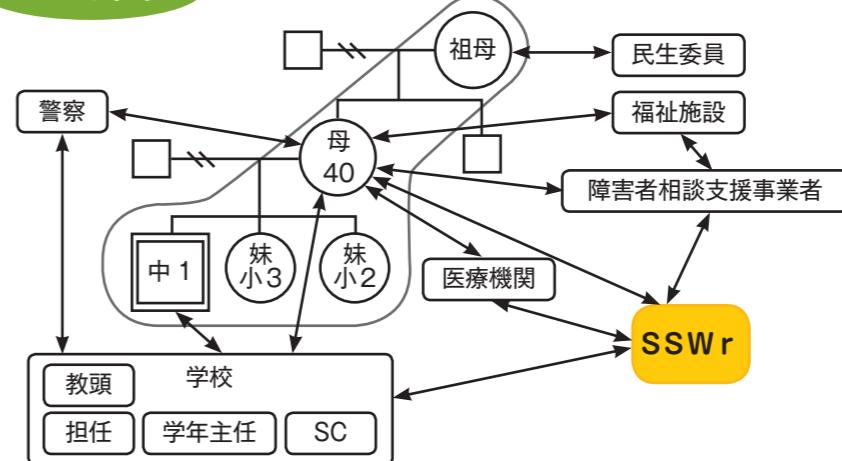
学校からの依頼で家庭訪問を行い家庭状況を把握すると、本人だけでなく母親にも継続的な支援が必要なことが分かり、医療機関や障害者相談支援事業者と連携を図りながら母子それぞれに対応した事例です。

対応のポイントは、ケース会議等で情報を共有し、役割分担を明確にしたことです。本人に対しては、会話によるコミュニケーションで気持ちを表現できるように、担任とSCが対応しました。また、母親に対しては、SSWrが病気や就労に対する困り感に寄り添い、医療機関や障害者相談支援事業者の支援が得られるように、つなぐ役割を担いました。その結果、母親の体調が安定するとともに本人にも落ち着きが見られ、家庭内暴力が減りました。

三年間継続して関わりを持ち、根気強く対応したことにより、本人は高校への進学に、母親は福祉的就労につながりました。



エコマップ



プランニング②（具体的な手立てと役割分担の決定）

担任・学年主任

- 定期的な電話連絡や家庭訪問を行い、本人との接触に努め、信頼関係の構築を目指す。その後、本人の意志を尊重しながら学習支援を行う。

教頭

- 本人が適応指導教室へ通室できるよう、連絡・調整を行うとともに、別室登校に向けて校内体制を整備する。
- 準要保護の申請を教育委員会へ行う。

SC

- 学校と情報の共有に努め、母親及び本人の求めに応じ、カウンセリングを行う。

SSWr

- 家庭訪問を行い、母親に寄り添いながら課題を一つ一つ解決していく。
- 医療機関と連携し、福祉的な制度を活用できるよう支援を行う。
- 母親の体調が安定してきたら、障害者相談支援事業者につなぎ、就労支援を行う。

③ その後の状況

- 担任と本人の会話によるコミュニケーションが可能となり、中学1年生の三学期から、月二回SCによるカウンセリングを受けることができるようになった。

- 本人と妹は準要保護児童生徒の認定を受けることができた。

- 支援途中に母親の体調が悪化し、三か月間の医療保護入院となった。医療機関及び障害者相談支援事業者と連携し、入院期間中及び退院後の関わりを継続して行った。その結果、体調が徐々に安定し、週二日から開始した福祉的就労も、週五日できるようになった。

- 母親に対して、自立支援医療申請を行ったことにより、定期的な通院が可能となった。

- 母親の体調が安定してくると、本人の表情が和らぎ、暴力行為が減り、中学3年生の一学期途中から、週に数日、適応指導教室へ通うことができるようになった。

事例 6

登校を渋る 外国籍中学生への支援

背景や要因
経済的困窮
外国籍

① 気になる状況

相談内容

- 中学1年生男子（外国籍）
不登校

経緯と現状

本人が小学5年生の時に来日した。両親は、本人より一年前に来日している。本人は日本語での会話は少しきできるが、両親は苦手である。父親は、三ヶ月前に職場を解雇されてしまい経済的に余裕がない。

中学校入学後、しばらくは登校できていたが、二学期から登校を渋るようになる。本人は、学習についていけないことを口にする。両親は、「子どもが学校に行きたがらないので」と言っているが、親の外出中、弟妹の面倒や家の片付け等を行ってくれるので助かるという思いがある。

学校
SSWrを要請



SSWr

- 相談の詳細を確認するため学校を訪問し、担任や日本語教室担当教諭から情報収集を行った。
- 外国籍家庭への経済支援策として、どのようなことが可能であるか、関係機関の担当者から情報収集を行った。その際に、今後開催予定のケース会議に出席してもらえるよう要請した。

SSWr

- 学校にケース会議開催を提案
 - 参加者の選定や連絡・調整について助言
 - 会議にも参加し、支援策について助言

② ケース会議

アセスメント（課題の背景や要因の見立て）

本人について (生育歴、学校や家庭での様子など)

- 両親の来日の約一年後に、本人と弟妹で来日し、小学5年生の二学期から編入した。それまでは、母国で祖父母と生活していた。
- 日本語教室に通級することにより、少しずつ会話ができるようになった。小学校では欠席することなく登校していた。
- 中学校に入学し、学習の遅れが見られ登校を渋るようになった。

家族について (保護者・兄弟姉妹等の状況など)

- 父親は職場を解雇されたが、仕事を探すことをしていない。
- 母親は無職である。
- 小学生の弟も不登校傾向がある。
- 両親が外出してしまう時は、本人が弟妹の面倒をみている。
- 両親は、公共機関等の様々な手続きの際に本人を通訳とするため、学校を休ませてしまう。

その他 (経済状況、地域社会との関係、家庭の様子など)

- 父親の失業保険、児童手当のみで生活している。
- 金銭感覚に乏しく、収入があると無計画に使ってしまう。
- 近隣に在住する同じ母国の家庭数軒とは、コミュニケーションがあるものの、地域との接点はあまりない。

考えられる背景要因

- 外国籍のため生活習慣、教育観（毎日登校することや規則が厳しい等）の違いがあると考えられる。
- 経済的な困窮から、学校経費、特に部活動の活動費の負担があると考えられる。

現在行っている学校の対応

- 学年主任、担任 …… 日本語教室担当教諭とともに定期的（週1回程度）な家庭訪問を実施している。
- 日本語教室担当教諭 …… 日本語教室の環境整備を行っている。

プランニング①（課題解決に向けた目標の設定）

長期的な目標

- 本人、弟が継続的な登校ができる。
- 学習の意義を理解し、落ち着いて学習に取り組むことができる。
- 家庭の安定的な収入が図れるような支援体制を構築し、本人や弟が落ち着いた生活を送ることができる。

短期的な目標

- 定期的に日本語教室に通級できる。
- 国際交流協会が行っている行事等に参加し、日本の生活や文化について理解することができる。

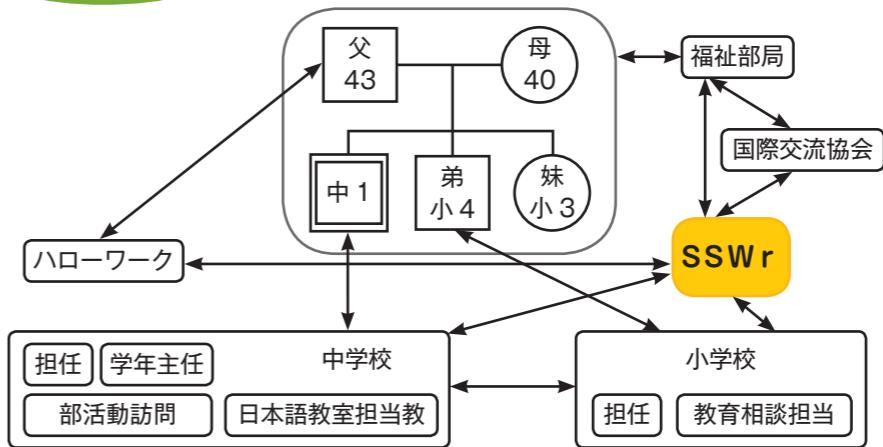
家庭の状況を把握するとともに、関係機関から外国籍家庭に対する支援について詳しく伺いました。その結果、福祉部局では、家賃の補助や一定期間の貸し付けがあることや、国際交流協会では、費用のかからない交流事業や日本語研修会があることが分かりました。また、弟にも不登校傾向があったことから、小学校と連携した支援を行っていただきました。

家庭を関係機関につないだことで、両親は、日本で生活する際の留意点や日本の教育制度についての説明を受け、子どもたちの将来のために学校教育が必要であることを理解していただきました。また、学校には、日本語教育や教科指導などの指導体制の見直しを図っていただきました。

今後も、教育や、学校・地域とのコミュニケーションが大切であるということを伝え続けていきたいと思ってます。



エコマップ



プランニング②（具体的な手立てと役割分担の決定）

担任・学年主任

- 学年や学級全体の受け入れ体制を整備し、「居場所」を確保する。

- 定期的な家庭訪問を行い、本人や保護者との関係を断ち切らないようにし、学校の思いを伝える。

日本語教室担当教諭

- 母国の掲示物や日本語学習教材の充実を図る。
- 国際交流協会に、担任と保護者が面談する時などに、通訳として同席してもらうよう依頼する。

部活動顧問

- 道具等の貸し出し、部活動費の負担を軽減するなど安心して活動できる体制をつくる。

SSWr

- 関係機関からどのような経済的支援が可能か情報収集し、両親や学校に情報提供する。
- 父親の就労の支援ができるように、ハローワークに同行する。

福祉部局・国際交流協会

- 安定した生活が送れるよう家賃の補助や貸し付け等について説明する。
- 交流事業や語学研修について説明する。

③ その後の状況

- 学校では、日本語教育や教科指導の充実を図るとともに、異文化理解の取り組みを進ませ、掲示物の工夫や言語活動を意識するなど、受け入れ体制を整えた。その結果、本人も登校できるようになり、さらに部活動にも積極的に参加するようになった。

- 父親は仕事を見つけようと SSWr とともにハローワークに通うようになった。また、母親も弟妹の面倒を見るようになった。

- 子どもたちが日本で生活していくためにも、教育を受けさせる必要があることを、担任や福祉部局担当者から繰り返し説明した結果、両親が子どもたちに登校を促す様子がうかがえるようになった。

- 家族で国際交流協会主催の日本語研修会や交流行事に参加するようになり、周囲とコミュニケーションを図れるようになった。

事例
7

自傷行為を繰り返す 高校生への支援

背景や要因
経済的困窮
養育への無関心
デート DV 被害の疑い

① 気になる状況

相談内容

- 高校1年生女子
- 自傷行為 デート DV 被害

経緯と現状

両親は、本人が中学生の時に離婚しており、現在、母親と二人で生活している。母親はうつ傾向にあり、仕事を休むことも多く収入が少ない。本人は、アルバイトをして家計を助けている。近所付き合いではなく親戚など近くに頼れる人もいないため、地域から孤立している。

本人は、遅刻や早退をすることがあるが、ほとんど欠席することなく登校している。親しい友達はない。

担任が、自傷行為の痕跡を発見した。また、SCによる本人との面談で、アルバイト先で知り合った他校生との間にデート DV 被害の疑いがあることが分かった。

学校
SSWr を
要請

- 相談の詳細を確認するため学校を訪問し、担任、SC、養護教諭から情報収集を行った。
- 担任の家庭訪問に同行し、家庭環境、母親の様子を確認した。
- 母親は家計に不安を感じているため、福祉部局への相談について協力することを確認した。
- 本人の現状を伝えるとともに、本人の社会的自立に向けた支援の必要性についても確認し、関係機関との連携について理解を得た。

SSWr

- 学校にケース会議開催を提案
- 参加者の選定や連絡・調整について助言
- 会議にも参加し、支援策について助言

② ケース会議

アセスメント（課題の背景や要因の見立て）

本人について (生育歴、学校や家庭での様子など)

- 両親の離婚後、精神的に不安定になっている。
- 母親は、本人の高校生活や進路等に関心がないため、母親からの愛情を感じられていない。
- 高校入学後、本人はアルバイトを始め、家計を助けているが、母親からの感謝などはない。
- 交際相手との関係について悩んでいるが、相談できない。

家族について (保護者・兄弟姉妹等の状況など)

- 母親と二人で生活しているが、家庭内ではほとんど会話がない。
- 母親は、うつ傾向があり、服薬している。仕事を休むことが多いため収入は少ない。
- 母親は、本人に対する関心が低く、自己中心的である。
- 母親は、本人に経済的に依存していることを気にしている。

その他 (経済状況、地域社会との関係、家庭の様子など)

- 家計が苦しいため、本人がアルバイトをすることで、家計を援助している。
- 近所付き合いではなく、親戚など、近くに頼れる人もいないため、地域から孤立している状況がある。
- 家中は整理されておらず、本人が落ち着くことができる生活環境ではない。

考えられる背景要因

- 両親の離婚や母親の状況から、愛情や安心感を得られず、家庭内の孤独感が強いと考えられる。
- 学校生活とアルバイトの両立に徒労感を感じ、学校や家庭以外に自分の居場所を求めているとされる。
- 交際している他校生からのデート DV 被害が疑われる。

現在行っている学校の対応

- 担任、養護教諭 …… 昼休みや放課後に声をかけ、悩みや家庭の様子などについて話を聞いていている。
- SC、養護教諭 …… 本人の精神的負担の軽減、心身の健康状態等について相談に乗っている。

プランニング①（課題解決に向けた目標の設定）

長期的な目標

- 将来の進路実現に向けた学校中心の生活を送ることができる。
- 家庭を本人の居場所とすることができます。

短期的な目標

- 交際相手との関係の在り方を自覚し、自分自身を守れるよう対処できる。
- 母親との時間を大切にしようとすることができる。

学校は、本人の自傷行為を把握して以降、担任、養護教諭、SCを中心に丁寧に対応していました。また、本人の抱える問題に加え、背景に家庭の経済的な問題もあることが分かったため、学校は関係機関の協力を得る必要があると判断し、依頼がありました。本人、保護者の支援に向けて、関係機関との連絡・調整や、本人と保護者に対する心のケアなど、SSWrとSCがそれぞれの持ち味を生かして対応した事例です。

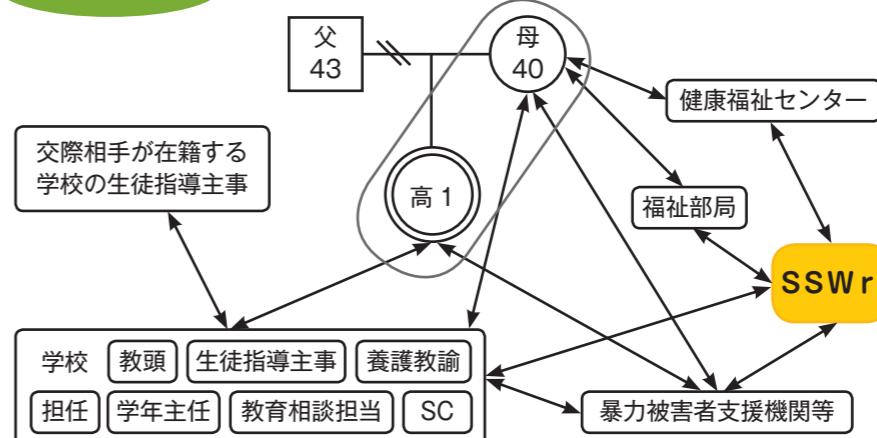
この事例では、家庭に対する福祉的支援、デート DV 被害解消に向けた本人への支援を行う必要がある状況でしたので、今後も協力を得たい関係機関を含めたケース会議を定期的に行なうことを提案しました。また、参加者の選定や、関係機関への連絡・調整等についても助言させていただきました。

現在も、本人、母親、先生方の思いを大切にしながら、各関係機関の協力を得て、本人、母親が抱えている問題の解決に向けて支援を続けています。



SSWr

エコマップ



プランニング②（具体的な手立てと役割分担の決定）

担任、養護教諭

- 本人の心身の状態、家庭や交際状況の把握、自傷行為防止のために、毎日声をかけ話を聞く。
- 母親に学校での様子を報告する。

SC

- 定期的なカウンセリングを行い、心身の健康状態や被害の有無などを把握する。

学年主任、生徒指導主事、教育相談担当

- 組織的な支援体制を整え、配慮事項の確認・周知や担任のサポートを行う。

教頭

- 組織的支援に向けて、校内の学年・関係各部と関係機関との連絡・調整を行う。

健康福祉センター

- 母親と面談し、本人の学校生活等に関心を持たせ、積極的に関われるよう助言する。

SSWr

- 担任の家庭訪問に同行し、家庭の状況を確認するとともに、福祉部局等と連携しながら育児相談や生活保護等の手続きができるよう支援する。

- 本人にアルバイト代の使い方等、適切な家計支援の方法等について助言する。

- 暴力被害者支援機関等と連携し、本人や母親への相談支援を依頼する。

③ その後の状況

- 家庭において、母親が本人に話しかけたり、アルバイトの苦労をねぎらったりするようになった。

- 自傷行為の頻度が減り、担任や養護教諭に対して、本人から悩み等を相談するようになった。

- 母親が福祉部局とつながったため、必要な支援を受けられるようになり、母親に精神的なゆとりが見られるようになった。

- 交際は続いているが、本人は、今後アルバイト先を変えることなどにより、交際相手との関係を断とうと考えている。

スクールソーシャルワーカー活用 Q & A



SSWr 活用の目的は何ですか？

児童生徒の問題行動等の背景に、児童生徒が置かれている環境に問題があると考えられる場合には、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境に働きかけて支援を行うことが有効です。

このような場合、SSWr を活用すると、児童生徒が置かれた環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするといった多様な支援方法を用いながら、問題解決に向け充実した児童・生徒指導体制を構築することができます。

(⇒ 2 ページ参照)



SSWr はどんな支援をしてくれますか？

SSWr は、問題の解決に向けて、「社会資源」を“つなぎ”、“調整”しながら、支援体制を“構築”します。また、児童生徒やその家族の思いを“代弁”しながら学校や関係機関と連携を図り児童生徒の問題解決に関わります。

(⇒ 2 ページ参照)



また、県 SSWr の主な職務は、

(1) 主に福祉的支援として

- ① 児童生徒の置かれた環境の改善に向けた対応
- ② 福祉的な視点による貧困や虐待等への対応

(2) 主に問題行動等対策として

- ① 児童生徒の健全育成に向けた対応
- ② 福祉的な視点によるいじめや不登校等への対応

(3) エリアスーパーバイザーとして

- ① 緊急事態への対応
- ② 市町 SSWr への支援等

となっています。

(⇒ 3 ページ参照)



どんな時に SSWr を要請するといいですか？

児童生徒の問題行動等の解決に向けて、校内協議において「校内における支援だけでは解決が困難ではないか」、「どんな関係機関と連携を図りながら支援したらいいか」と思われたときには、社会福祉等の専門的な知識や技術を持った SSWr 派遣の要請を検討しましょう。

(⇒ 4、5、11～25 ページ参照)



なお、県 SSWr の派遣要請については、市町立学校は管轄している市町教育委員会に、県立学校は県教育委員会学校教育課に相談してください。

(⇒ 6 ページ参照)



SSWr を効果的に活用するための校内体制はどうしたらよいですか？

学校が SSWr と連携し児童生徒の問題行動等の解決に向けて取り組むためには、校内体制をしっかりと整えておくことが必要です。問題解決に当たる校内チームのメンバーはどうするか、SSWr と連絡・調整は誰が行うかなどを決めましょう。

また、校内チームのメンバーが決まったら、事案について「児童生徒が困っていることは何か」、「改善すべき問題行動等は何か」などを、あらかじめ協議し、明らかにしておきましょう。

(⇒ 5 ページ参照)



問題解決に向けて、いつ、誰が、どのように関わるか話し合うケース会議を開催することも必要です。ケース会議をどのように進めるか、参加を要請する関係機関等はどこがよいかなどについても SSWr に相談するとよいでしょう。また、SSWr もケース会議の参加者とし、意見や助言をもらいましょう。

(⇒ 7～10 ページ参照)

関係機関一覧



県SSWrが所属する教育事務所及び県教育委員会

栃木県教育委員会事務局

河内教育事務所	宇都宮市竹林町1030-2	028-626-3182
上都賀教育事務所	鹿沼市今宮町1664-1	0289-62-7167
芳賀教育事務所	真岡市田町1568	0285-82-3324
下都賀教育事務所	栃木市神田町6-6	0282-23-3422
塩谷南那須教育事務所	矢板市鹿島町20-22	0287-43-0176
那須教育事務所	大田原市中央1-9-9	0287-23-2177
安足教育事務所	佐野市堀米町607	0283-23-1471

学校教育課

宇都宮市塙田1-1-20

小中学校教育担当	028-623-3392
高等学校教育担当	028-623-3394
児童生徒指導推進室	028-623-3359
特別支援教育室	028-623-3381



主な県福祉機関

中央児童相談所

宇都宮市野沢町4-1 028-665-7830

県南児童相談所

栃木市沼和田町17-22 0282-24-6121

県北児童相談所

那須塩原市南町7-20 0287-36-1058

県西健康福祉センター

鹿沼市今宮町1664-1 0289-64-3125

県東健康福祉センター

真岡市荒町2-15-10 0285-82-3321

県南健康福祉センター

小山市犬塚3-1-1 0285-22-0302

県北健康福祉センター

大田原市住吉町2-14-9 0287-22-2257

安足健康福祉センター

足利市真砂町1-1 0284-41-5900

今市健康福祉センター

日光市瀬川51-8 0288-21-1066

栃木健康福祉センター

栃木市神田町6-6 0282-22-4121

矢板健康福祉センター

矢板市本町2-25 0287-44-1296

烏山健康福祉センター

那須烏山市中央1-6-92 0287-82-2231

精神保健福祉センター

宇都宮市下岡本町2145-13 028-673-8785

参考文献

- 『生徒指導提要』 平成22年3月 文部科学省
- 『スクールソーシャルワーカー活用事業実施要項』 平成28年4月1日一部改正 文部科学省
- 『スクールソーシャルワーカーの活用にあたって』 山口県教育委員会
- 『SSW活用マニュアル』 やまぐち総合教育支援センター
子どもと親のサポートセンター
- 『スクールソーシャルワークの視点
～子どもたちや家庭を支援するために～』 和歌山県教育委員会
- 『スクールソーシャルワーカー活用ガイドライン2
～スクールソーシャルワークの視点に立った支援の充実に向けて～』 平成25年3月 神奈川県教育委員会教育局支援教育部子ども教育支援課
- 『スクールソーシャルワーカーのしごと』 平成24年3月1日 東京学芸大学〈子どもの問題〉支援システムプロジェクト編著
- 『学校現場で役立つ「問題解決型ケース会議」活用ハンドブック
～チームで子どもの問題に取り組むために～』 平成25年12月15日 馬場幸子 編著
- 『教育・保育関係機関用
「早期発見と連携のための児童虐待初期対応ガイド」』 平成25年3月 栃木県保健福祉部こども政策課

平成28年度 児童・生徒指導推進委員会

氏 名		所 属 ・ 役 職 等	備 考
1	馬 場 幸 子	東京学芸大学 準教授	委員長
2	吉 川 真 弓	河内教育事務所 副主幹	委 員
3	大 貫 敏	上都賀教育事務所 指導主事	委 員
4	生 井 克 成	芳賀教育事務所 副主幹	委 員
5	土 方 勝	下都賀教育事務所 指導主事	委 員
6	五月女 康 弘	塩谷南那須教育事務所 副主幹	委 員
7	藤 田 薫	那須教育事務所 指導主事	委 員
8	久 保 雅 英	安足教育事務所 副主幹	委 員
9	和 田 安 史	総合教育センター研究調査部 指導主事	委 員
10	増 渕 直 樹	総合教育センター教育相談部 副主幹	委 員
11	石 島 直	学校教育課小中学校教育担当 副主幹	委 員
12	岩 井 謙 治	学校教育課高等学校教育担当 指導主事	委 員
13	赤 羽 浩	学校教育課児童生徒指導推進室 室長	事務局
14	福 田 誉	学校教育課児童生徒指導推進室 副主幹	事務局
15	神宮司 賢一郎	学校教育課児童生徒指導推進室 指導主事	事務局
16	佐 藤 俊 宏	学校教育課児童生徒指導推進室 指導主事	事務局

平成28年度 児童・生徒指導推進委員会協議のまとめ 「スクールソーシャルワーカー活用ガイドブック」

平成 29 年 3 月発行

〒 320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1-1-20

栃木県教育委員会事務局学校教育課児童生徒指導推進室

TEL 028-623-3359

FAX 028-623-3399

栃木県ホームページ【ホーム > 教育・文化 > 学校教育 > 児童・生徒指導 > 児童生徒指導推進室】
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/gakkoukyouiku/seitoshidou/1182421286322.html>

